

令和7年12月19日

報道関係者各位

## 令和8年度向け(一社)舞鶴市水産協会「舞鶴のさかな提供店」の新規募集について

(一社)舞鶴市水産協会では、お客様の満足度を高めることにより、舞鶴市の「食」のブランド力の向上を促進し、経済の地域内循環を進め、あわせて「魚の街まいつる」という地域イメージの定着を図るため、「舞鶴のさかな」を使用した料理や商品を積極的に提供し、魅力を発信する飲食店や小売店を、「舞鶴のさかな提供店」に登録する制度を設けています。

### 1 実施主体

一般社団法人舞鶴市水産協会



### 2 募集案内

- ・募集期間 令和8年1月5日(月)～1月23日(金)
- ・応募方法 舞鶴市水産協会HP(<https://maizuru-sakana.net>)から申請書様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール、郵送及び窓口へ提出(水産課に様式設置)
- ・登録基準 飲食店：9項目、小売店：7項目(詳細は別添のとおり)

### 3 登録審査方法

舞鶴のさかな提供店登録認定委員会において、審査のうえ登録します。

### 4 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)

### 5 経過

|        |                          |      |
|--------|--------------------------|------|
| 平成28年度 | 「舞鶴のさかな提供店登録制度」の創設       | 29店舗 |
| 令和5年度  | 「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(8年目)  | 43店舗 |
| 令和6年度  | 「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(9年目)  | 46店舗 |
| 令和7年度  | 「舞鶴のさかな提供店登録制度」の運用(10年目) | 48店舗 |



舞鶴市 産業振興部 水産課 (担当：真下・浅野)

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1020 / FAX:0773-62-9891

E-mail:suisan@city.maizuru.lg.jp



SDGs未来都市